

## 宿泊約款

### <宿泊契約締結の拒否>

当館は、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満員により客室に余裕がないとき。
- (3) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 宿泊しようとするものが宿泊に関し、法令の規程、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) その他旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

### <宿泊客の契約解除権>

当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合はその時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### <当館の契約解除権>

- 1 当館は、次にあげる場合においては、宿泊の契約を解除することがあります。
  - (1) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。
  - (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (3) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
  - (6) 旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。  
また、前項に該当する宿泊等の契約解除に当たっては、解除に伴う損害等の保障には一切応じません。

### <客室の使用時間>

- 1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。  
ただし、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。  
この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過1時間ごとに2,000円
- 3 前項の料金はルームチャージ料とします。

### <営業時間>

- 1 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内致します。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
    - イ 門限 24時00分
    - ロ フロントサービス 22時00分
  - (2) 飲食等（施設）サービス時間
    - イ 朝食 午前8時～午前9時
    - ロ 昼食 午前11時～午後2時
    - ハ 夕食 午後6時～午後9時
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合変更することがございます。  
その場合は、適当な方法を持ってお知らせします。

### <料金の支払い>

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券等これらに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行って頂きます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### <当館の責任>

- 1 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対応するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### <契約した客室の提供ができないときの取り扱い>

- 1 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについては、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

### <宿泊客の手荷物又は携帯品の保管>

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示に基づくまたは所有者が判明しないとき、発見日を含め14日間保管します。

### <駐車場の責任>

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車内のキーの寄託の如何にかかわらず、当館の場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### <宿泊客の責任>

宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

#### 別表第1 <一泊二食付きお一人様> (サービス料込・税別)

母屋 A	¥18,000
母屋 B	¥15,000
離れ A	¥25,000
離れ B	¥30,000
離れ C	¥35,000

☆年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、休前日は特別料金になります。

☆ご宿泊のみのご利用もお受けいたしております。

☆子供料金は3才以上小学生以下に適用し、大人に準ずる食事と寝具を提供したときは大人料金と同額になります。子供用食事と寝具を提供した小学生高学年向けで12,000円、小学生低学年以下向けで10,000円頂きます。寝具及び食事を提供しない3歳以上の幼児については施設使用料として2,000円頂きます。

#### 別表第2 違約金

	不泊	当日	前日	2日前	3日前
14名まで	100%	100%	50%	20%	20%
15名～30名まで	100%	100%	80%	50%	30%